

資料 5

島根県大規模行為に係る届出行為と基準

届出の対象となる行為		届出の基準
建築物の新築、増・改築、移転、撤去、 外観の変更（外壁の改修、塗装行為等を含む）		高さ13m若しくは4階建て又は建築面積1,000m ² を超えるもの
工作物の新築、 増・改築、移 転、撤去、外観 の変更（外壁 の改修、塗装 行為等を含 む）	垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁等	高さが5mを超えるもの
	煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、電波塔、記念塔、物見 塔、高架水槽、冷却塔、彫像、記念碑、観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、 ウォーターシュート、コースター、太陽光発電施設（同一敷地若しくは一団の土地 又は海上に設置するものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除 く。）、コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設、汚水処理 施設、汚物処理施設、ごみ処理施設 等	高さが13m又は築造面積が1,000m ² を超えるもの （注1、2） 注1：工作物が建築物と一体となって設置される場合は、工作物の高さが5mを 超え、かつ、地盤面から工作物の上端までの高さが13mを超えるもの 注2：太陽光発電施設にあっては、設置面積の合計が1,000m ² を超えるもの
	自動車車庫の用に供する立体的施設	高さが13m又は築造面積が500m ² を超えるもの（注3：注1に同じ）
	橋梁（専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅専用のもを除く。）	全て
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等（これらの支持物 を含む）	高さ20mを超えるもの（支持物が建築物と一体となって設置される場合は、支持 物の高さが10mを超え、かつ、支持物の上端までの高さが20mを超えるもの）
	広告板、広告塔、装飾塔等	高さ13m又は表示面積25m ² を超えるもの（注4：注1に同じ）
屋外における物品の集積・貯蔵		高さ5m又は面積1,000m ² を超えるもの
鉱物の掘採、土石等の採取		面積が10,000m ² （都市計画区域にあっては3,000m ² ）を超えるもの、又は高さ 及び長さがそれぞれ5m及び10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
土地の区画形質の変更		